

## 幼児教育・保育の無償化について

保健福祉部

幼児教育・保育の無償化は、少子化対策の観点などから、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や子どもの保護者の負担軽減を図るため、消費税率引き上げ時期に合わせて令和元年10月1日より実施される。

### 1 無償化の対象

#### (1) 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育

3歳～5歳の利用料を無償化。ただし、平成27年4月から始まった子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園については、月額2.57万円までの利用料を無償化。

0歳～2歳については、住民税非課税世帯の利用料を無償化。

#### (2) 幼稚園の預かり保育

保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園利用料に加え、月額1.13万円までの範囲で無償化。

#### (3) 認可外保育施設、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポートセンター事業

保育の必要性の認定を受けた場合、3歳～5歳は月額3.7万円まで、0歳～2歳（住民税非課税世帯）は月額4.2万円までの利用料を無償化。

#### (4) 就学前障害児の発達支援（児童発達支援、医療型児童発達支援などのサービス）

3歳～5歳の利用料を無償化。

※住民税非課税世帯については、0～2歳を含め既に無償化済み。

### 2 副食費の取扱いについて

副食費については、これまで保育料の一部として保護者が負担していたところであり、3歳～5歳については、保育料無償化後においても、副食費については保護者が負担する考えを維持することし、徴収額については、それぞれの施設において、実際に給食の提供に要した材料の費用を勘案して定めることとされている。

については、本市の公立保育園においては、国が目安として示す月額4,500円を基本として考えている。

### 3 今後の予定

令和元年	7月17日	議会報告
	8月上旬	条例改正案及び補正予算案を議会に提出
	10月 1日	施行